

第六十七号議案

江戸川区スポーツセンターの指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年十一月二十六日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区スポーツセンターの指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区スポーツセンターの指定管理者を次のように指定する。

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
江戸川区スポーツセンター	千代田区有楽町一丁目七番一号 中野区中野二丁目一四番一六号	三菱電機ビルテクノサービスグループ 構成員（代表者） 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 代表取締役 瀬尾 孝夫 構成員 株式会社東京アスレティッククラブ 代表取締役 正村 宏人	平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

（説明）

平成二十八年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区スポーツセンターの指定管理者を指定する必要があるため、本案を提出いたします。